

入札参加資格審査申請(町外業者)受付 Q&A

よくあるご質問について、Q&A としてまとめましたので、不明な点や気になることがありましたらご覧ください。

Q1. 「業者コード」欄の記入は必要ですか？ また、記載しないと0が表示されるがどのようにすればよろしいですか。

A1. 記載要領にて線消しされているとおり不要です。以下、記載要領にて線消し部分は削除されているものとしますのでご注意ください。0表示はそのままです。

Q2. 「商号又は名称」欄において、前部分に略号を記載するようになっていますが、〇〇株式会社でも(株)〇〇と記載するのですか？

A2. その通りです。

※「外資状況」欄について、外資がない場合は「外資なし」欄へ〇をお願いします。

※申請書(様式1)に印鑑は不要となりました。使用印鑑届も必要ありません。

※技術者名簿や経歴書、委任状の独自様式を使いたいという要望がありますが、本町の様式にある記載事項を全て押さえている様式のみ、使用可となります。

Q3. 「競争参加資格希望工種表」欄の①建設工事の許可業種区分の「許可区分」欄に記載する1や2とは何ですか？ また②年間平均完成工事高とは何を表していますか？

A3. 建設業法に基づく許可通知書又は証明書にある「一般建設業の許可」を受けている場合には「1」と、「特定建設業の許可」を受けている場合には「2」を記載ください。また、年間平均完成工事高とは総合評定値通知書の「年平均」と同じです。

Q4. 「競争参加資格希望工種表」欄の③競争参加資格希望工種区分について、01～20 と欄が多くあるがどのように記載すればよろしいですか？

A4. 本町は記載要領4 様式 2-1 にある別紙1を定めていないため、02～20 は不使用です。01 列下に登録を希望する業種について〇を記載ください。

Q5. 「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」欄でそれぞれ欄が2つあるのはなぜですか？

A5. 決算が1事業年度1回の場合には、各当該左右欄のうち、右欄に記載ください。

Q6. 添付資料について、営業所一覧表の問い合わせ

- ① 本社しかない場合は不要ですか？
- ② 支所が日本全国にあるが全て必要ですか？
- ③ 独自様式でもよろしいですか？
- ④ 様式右側の営業区域コードは記載不要ですか？

A6.① 不要です。

- ② 委任している(添付した委任状にある受任者)支所(支店等)のみ必要です。
- ③ 指定の様式を使用していただきたいです。ですが、やむを得ず独自様式を用いる場合は、受任者の役職・氏名・フリガナ・住所・電話番号・FAX 番号・担当メールアドレスが明記された様式の提出をお願いします。
- ④ 記載不要です。

Q7. 添付資料について、委任状、同意書、暴力団排除に関する誓約書、役員等名簿に押印する印鑑は社印か、それとも契約印(代表者印)でよろしいですか？

A7. 代表者印です。

Q8. 添付資料について、同意書、暴力団排除に関する誓約書、役員等名簿の各様式にある許可番号とは何ですか？

A8. 「建設業許可番号」のことです。物品・役務の申請など建設業許可番号の無い事業者は記載不要です。

Q9. 添付資料について、法人の場合、役員等名簿の役員は登記事項証明にある役員と一致していなくてもよろしいですか？

A9. はい。一致ではなく、増えることがあります。支所(支店)や営業所へ委任している場合、登記事項証明にある役員全員に加えて、その委任先の支所(支店)や営業所の代表者名も記載する(その役職、例えば所長、支店長なども記載する)からです。

Q10. 経営規模等評価結果(総合評定値)通知書や登録証明書など期限のある証明書でちょうど更新の時期で今ある証明書は期限が切れていて(切れる寸前になっていて)、新しい証明書がまだ発行されていない場合はどのようにすればよろしいですか？

A10. 証明書の申請書(写し)を送付し、後日、発行された証明書を差替えとして送付してください。

Q11.物品・役務の申請をしようと準備していますが、登録証明書とは何ですか？

A11.営業に関し法律上必要な許可証明書のことで、物品・役務の申請では医薬品販売やごみ処理など、物品販売や役務の提供に資格が必要な場合があります。これに該当しない事業者は提出する必要がありません。